特定非営利活動法人こうのさと 定款

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人こうのさとという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、地域に暮らす妊産婦と乳幼児に対して、自然を尊重した持続可能な農業によって栽培された作物の提供や、それに関する事業を行う。安心安全な食料の自給と流通を促進し、子どもが自然の中で遊び学べる環境を保つと同時に、父母は地域の連帯を感じられ、朗らかに子育てを行えるコミュニティを創造する。それらの活動を通じて、その土地に産まれる命をその土地に暮らす皆で祝福する文化を醸成し、希望に満ちた社会の実現に強く寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 観光の振興を図る活動
(5) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(7) 環境の保全を図る活動
(8) 子どもの健全育成を図る活動
(9) 経済活動の活性化を図る活動
(10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

① 妊娠、子育て中の孤立を防ぎ、健康を増進するために行う妊産婦・乳幼児への無農薬・無化学肥料作物の提供事業

② 環境負荷の少ない持続可能な農業の推進、および、安心安全な食品の流通支援事業

③ 子育て中の父母が朗らかに交流でき、子どもが自然の中で遊び学べる場づくり事業

④ 食と体、自然と人のつながりを理解し、健康な社会の実現を目的とする教育事業

⑤ その他目的を達成するために必要な事業

(2)　その他の事業

① 物品製造、販売事業

② 加工食品の製造、販売事業

③ 上記事業に関わる教育コンテンツの制作、コミュニティ運営、販売事業

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　　会　　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

(2) 活動会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人

(3) 学生会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する18才以上の学生

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を賛助する個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書又はホームページの入会申込入力フォームにより、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　３人以上

(2)　監事　　１人以上

２　理事のうち、１人を代表理事とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。理事は正会員の中から選任する。

２　代表理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　代表理事以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。

３　理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、理事がその職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

６　利益相反する行為となる事項については、理事会において選任する他の理事が代表理事の職務を代理する。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　第１項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

４　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

５　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２　職員は、代表理事が任免する。

第５章　　総　　会

（種別）

第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) その他運営に関する重要事項

（開催）

第２４条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、会場に来ることができない正会員は、インターネット等を利用したオンラインの会議システムによって総会に参加し、表決することができる。
この場合、オンラインにより出席する旨の意思表示をあらかじめ書面等で提出するものとする。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、前条第２項、次条第１項第２号及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

５　オンラインでの出席者がある場合は、オンライン会議が可能な環境の整備を行うとともに、表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示することとする。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法での表決者又は表決委任者がある場合とオンラインの会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　　理　事　会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 入会金及び会費の額

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営

(5) 総会に付議すべき事項

(6) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　代表理事が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

（議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

第７章　　資産及び会計

（資産の構成）

第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄附金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の区分）

第４０条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第４１条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、

代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４７条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は修正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４８条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４９条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第５０条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５１条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第５２条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５３条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第５４条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　　公告の方法

（公告の方法）

第５５条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、

岡山県において発行する山陽新聞に掲載して行う。

第１０章　雑　　則

（細則）

第５６条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	片岡　徹也
理事	中村　聡良
理事	木林　京子
理事	石原　克彦
理事	井上　晃宏
監事	小橋　仙敬

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和４年６月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から令和３年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	入会金	なし	年会費	10,000円
(2) 正会員（団体）	入会金	なし	年会費	30,000円
(3) 活動会員	入会金	なし	年会費	3,000円
(4) 学生会員	入会金	なし	年会費	1,000円
(5) 賛助会員（個人）	入会金	なし	年会費	1口 3,000円
(6) 賛助会員（団体）	入会金	なし	年会費	1口10,000円